

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	教育委員会		
	課名	生涯学習課		
	係名	生涯学習係		
	記入者		電話(内線)	633

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称		青少年相談員設置事業			(3) 事業の 優先度	B		
(4) 総合計画での位置づけ					(6) 事業主体		市				
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)			
② 施策コード	42301		(総合計画掲載ページ 121 ページ)				会計区分	一般会計			
基本目標(政策)	4未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり(教育・文化)						財源区分	市単独			
基本施策	4-2生涯を通じてともに学べる環境づくり(生涯学習・地域教育・青少年の健全育成)						予算科目	款 10	項 5	目 3	
施策	③青少年の健全育						予算書上の	青少年相談員設置事業費			
施策内容	1青少年を取り巻く環境整備						事業名称	(予算書 170 ページに掲載)			
(5) 事業期間	開始	昭和	55	年	4		月から	(8) 事務分類			
	終了			年		月まで (		力年)	根拠法令	結城市青少年センター設置規則、結城市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則	

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
市内青少年相談員(58名), 市特別青少年相談員(1名)	非行防止(被害の未然防止含む)に関する効果的な活動推進し, 青少年が健全に成長する社会を目指していく。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
青少年の非行・被害の未然防止のため, 地域を熟知している青少年相談員を中心に, 街頭巡回, 立入調査, 県条例の普及啓発活動等を実施する。また, 活動の中心となる青少年相談員の資質向上を目的として研修等を実施し, 変化の激しい社会情勢に対応できる人材の育成に努める。	平成23年6月30日現在, 茨城県内すべての市町村において, 青少年相談員が設置されている。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境, 市民ニーズ等)や市民・議会の要望, 意見等とそれに対する対応	
青少年を取り巻く環境が急激に変化しており, 青少年が巻き込まれる犯罪も多様化しているため, 地域・学校・行政がさらなる連携を図りながら青少年をはじめとする子どもたちの健やかな生活を確保できるよう努めていく。	

3. 事業コスト

行政評価 実施計画		実績内容の評価		検討・改善	検討・改善内容を反映		
● 予算内訳		実績額（千円）	当初予算額（千円）	計画額・見込額（千円）			
事業内容		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	報酬	1,494	1,584			
	需用費	3	3				
	合計	1,497	1,587				
	財源	国庫支出金（千円）					
		県支出金（千円）					
地方債（千円）							
その他特定財源（千円）							
一般財源（千円）		1,497	1,587				
合計（千円）		1,497	1,587				
補助・起債制度名							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称			単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	市内・市外(小山市)街頭巡回回数	目標値	回		110	115	115	120
		実績(見込)値		107	110			
		目標値						
		実績(見込)値						
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）								
指標名		目標値						
		実績(見込)値						
		達成率		%	%			
		目標値						
		実績(見込)値						
		達成率		%	%			

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

今年度から小山市内での巡回が可能になったので、平成27年10月から小山市の大型店舗を中心に巡回活動を行った。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	将来を担う青少年の健全育成及び非行化防止を推進する本事業の必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	市で委嘱をしているので、市が行う事業として妥当である。
	手段の妥当性	A	妥当である	
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	市内各地区から青少年相談員を選出しているため、市内全域をカバーできている。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

青少年を取り巻く環境が日々変化している現在において、青少年相談員のみでその全てに対応することは難しく、継続した活動により、家庭・学校・地域や社会全体が協力して対応していくことが必要となる。また、教員やPTAから選出された相談員は1年で変わってしまうため、相談員の活動内容や役割を理解してもらうのが難しい。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

積極的に研修等に参加してもらうことで、新任の相談員にその役割を理解してもらうとともに、青少年相談員の資質向上に努める。また、現代的な問題(スマートフォン関連や薬物等)を理解するためには、内部での研修会を開催することも必要となってくる。

小山市との連携事業を実施しているので、小山市青少年育成指導員と情報交換を行い、活動に生かしていく。

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減)	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減)	小山市との効率的な連携を深めるとともに、相談員の資質向上のため、研修内容等の充実を図っていく。
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う		上記評価のとおり。